

# 〈国民健康保険（国保）税のお知らせ〉

## 重要なお知らせ

### ◆ 国保税の課税限度額を引き上げ

国保税の課税限度額が次のとおりとなります。

	(平成22年度)	→	(平成23年度)
医療費分	50万円	→	<u>51万円(改定)</u>
後期支援分	13万円	→	<u>14万円(改定)</u>
介護納付分	10万円	→	<u>12万円(改定)</u>
合計	73万円	→	<u>77万円(改定)</u>

※ 世帯の中に40歳から64歳までの被保険者の方がいない場合の課税限度額合計は、65万円

### ◆ 申請により、被用者保険の被扶養者であった方の国保税が軽減されます

被用者保険の被用者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳から74歳）が国保に加入する場合は、国保税が軽減されます。

**新規加入される方は、申請が必要です。**（すでに申請されている方は、申請の必要はありません。）

### ◆ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）に該当する方は国保税が軽減されます（申告が必要）

下記①から③のすべてに該当する方が対象。

- ①平成21年3月31日以降に離職された方
- ②雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- ③雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方

11・12・21・22・23・31・32・33・34

### 【納付の責任は世帯主です】

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保の加入者がいる場合は、国保税納付の義務は世帯主にあります。

国保税は、「特別徴収（年金天引き）」と「普通徴収（納税通知書での納付または口座振替による納付）」の2種類の納め方があります。

### 【国保税の納税通知書等の送付時期】

各年度分（4月から3月まで）の国保税は、納付方法（特別徴収、普通徴収）に関係なく、毎年7月10日すぎに納税通知書、特別徴収通知書などをお送りします。



このページの詳しいお問い合わせは、市税務課諸税担当（☎32・3845）まで。

# 〈介護保険料のお知らせ〉

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。

## 保険料の納め方

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

### 普通徴収

年金が年額18万円未満の方

納付書を送付しますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

※年金をすでに受給されている方でも下記の場合は、年金天引きが可能になるまでは納付書で納めていただくことになります。

- 年度の途中で65歳になった
- 年度の途中で他の市町村から転入した
- 保険料が減額になった（増額になった場合は、増額分を納付書で納めます）
- 年金が一時差し止めになった

### 【保険料の納付通知書、保険料額決定通知書等の送付時期】

普通徴収については毎年7月10日すぎに保険料額決定通知書、納付通知書を送付します。特別徴収については毎年8月20日すぎに保険料額決定通知書を送付します。

